

福祉部 平成 24 年 2 月定例議会予定議案の概要

1. 事件議決案（1 件）

件 名	概 要	所 管 課
堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件	堺市から府が受託する児童自立支援施設に関する事務の受託期間を 1 年間延長するため、規約を変更することについて、地方自治法第 252 条の 2 第 3 項の規定により議決を求める。 【変更内容】 平成 24 年 3 月 31 日 → 平成 25 年 3 月 31 日	子ども室 家庭支援課

2. 条例案（15 件）

①一部改正（15 件）

件 名	概 要	所 管 課
大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例の一部を改正する条例	高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正（平成 23 年 10 月 20 日施行）により、「サービス付き高齢者向け住宅事業」が創設され、行政庁の指導監督権限が定められたことから、当該事業について、本条例第 2 条に規定する「被保護者等住居・生活サービス等提供事業」から除外するため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】公布の日	地域福祉推進室 社会援護課
大阪府福祉行政事務手数料条例の一部を改正する条例	1 社会福祉士及び介護福祉士法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により新たに規定された介護職員等の喀痰吸引等業務の登録等に係る事務について、新たに手数料を設定するため、所要の改正を行う。 2 厚生労働大臣の登録を受けた登録試験問題作成機関が定める介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事	障がい福祉室 地域生活支援課 高齢介護室 施設課・居宅事業者課 高齢介護室 介護支援課

	務に係る手数料が変更されたことに伴い、所要の改正を行う。 3 介護保険法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、介護サービス情報の公表事務の効率化が図られたことに伴い、当該事務に係る手数料の減額など、所要の改正を行う。 4 介護保険法等に基づく特別養護老人ホーム等の施設サービスの指定及び更新に係る事務について、新たに手数料を設定するため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 1～3については平成 24 年 4 月 1 日 4については平成 24 年 10 月 1 日	高齢介護室 居宅事業者課 高齢介護室 施設課
大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例	児童福祉法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、市町村が行う障がい児通所給付費等に係る審査請求の規定が創設されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成 24 年 4 月 1 日	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	介護保険法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、平成 24 年度に限り各都道府県に設置された当該基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用することができることとされ、本府においても、次期保険料の大幅な上昇が見込まれることから、当該基金の一部処分を行うため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成 24 年 4 月 1 日	高齢介護室 介護支援課
大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、認定こども園に係る認定要件については、都道府県の条例で定めることとされたため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成 24 年 4 月 1 日	子ども室 子育て支援課
大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	国の要領改正により、事業実施期間が平成 24 年度末まで 1 年間延長されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】公布の日	高齢介護室 施設課

大阪府介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	1 国の要領改正により、介護施設等の開設支援に資する事業の実施期間が、平成 24 年度末まで 1 年間延長されたことに伴い、所要の改正を行う。 2 介護職員の処遇改善に資する事業は平成 23 年度末で終了することから、条例名称及び設置目的の変更など所要の改正を行う。 【施行予定期日】 1 については公布の日 2 については平成 25 年 1 月 1 日	高齢介護室 介護支援課・施設課
大阪府障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	国の要領改正により、事業実施期間が平成 24 年度末まで 1 年間延長されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日	障がい福祉室 障がい福祉企画課
大阪府社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	国の要領改正により、事業実施期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例	1 障がい者交流促進センターの管理運営業務について、指定管理者を公募するため、所要の改正を行う。 2 新たに駐車場の使用料金を設定するなど、障がい者交流促進センターの施設使用料の見直し及び利用時間の変更を行うため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 1 については平成 24 年 4 月 1 日 2 については平成 25 年 4 月 1 日	障がい福祉室 自立支援課
大阪府立砂川厚生福祉センター条例の一部を改正する条例	1 障害者自立支援法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、利用者負担について応能負担が原則とされたことに伴い、所要の改正を行う。 2 使用料について、市町村が支給する給付費を知事が代理受領する場合の取扱いを明確にするため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 平成 24 年 4 月 1 日	障がい福祉室 生活基盤推進課

大阪府立障害者自立センター条例の一部を改正する条例	1 障害者自立支援法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、利用者負担について応能負担が原則とされたことに伴い、所要の改正を行う。 2 使用料について、市町村が支給する給付費を知事が代理受領する場合の取扱いを明確にするため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成 24 年 4 月 1 日	障がい福祉室 地域生活支援課
大阪府立金剛コロニー条例の一部を改正する条例	1 児童福祉法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、障がい種別ごとに分かれていた障がい児支援の体系が通所・入所の利用形態の別に再編されたこと等に伴い、施設種別やサービス名称など所要の改正を行う。 2 児童福祉法及び障害者自立支援法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、利用者負担について応能負担が原則とされたことに伴い、所要の改正を行う。 3 利用料金について、市町村が支給する給付費を指定管理者が代理受領する場合の取扱いを明確にするため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成 24 年 4 月 1 日	障がい福祉室 生活基盤推進課
大阪府立整肢学院条例の一部を改正する条例	1 児童福祉法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、障がい種別ごとに分かれていた障がい児支援の体系が通所・入所の利用形態の別に再編されたこと等に伴い、施設種別やサービス名称など所要の改正を行う。 2 児童福祉法及び障害者自立支援法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、利用者負担について応能負担が原則とされたことに伴い、所要の改正を行う。 3 利用料金について、市町村が支給する給付費を指定管理者が代理受領する場合の取扱いを明確にするため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成 24 年 4 月 1 日	障がい福祉室 生活基盤推進課

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	1 大阪版地方分権推進制度に基づき、知事の権限に属する事務のうち、下記諸法令に基づく認可や届出の受理等に関する事務について、希望する市町村に対し、同市町村の区域に係るものを移譲するため、所要の改正を行う。 ① 保育所・児童館の設置の認可等 (児童福祉法第35条第3項等) ② 助産施設・母子生活支援施設の設置の認可等 (児童福祉法第35条第3項等) ③ 認可外保育施設からの届出の受理等 (児童福祉法第59条第1項等) ④ 精神障がい者相談員への相談等業務の委託 (大阪府精神障害者に係る相談業務の委託に関する規則第1項) ⑤ 身体障がい者手帳の交付等 (身体障害者福祉法第15条第4項等) ⑥ 精神障がい者保健福祉手帳の交付等 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項等) ⑦ 指定障がい福祉サービス事業者の指定等 (障害者自立支援法第11条第1項等) ⑧ 指定居宅サービス事業者の指定等 (介護保険法第24条第1項等) ⑨ 特別養護老人ホーム(定員29人以下の施設)の設置の認可等 (老人福祉法第15条第3項等) ⑩ 老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理等 (老人福祉法第14条等) ⑪ 有料老人ホームの設置の届出の受理等 (老人福祉法第29条第1項等) ⑫ 社会福祉法人の設立の認可等 (社会福祉法第31条第1項等) ⑬ 老人福祉センターの開始の届出の受理等 (社会福祉法第69条第1項等) ⑭ 放課後児童健全育成事業の開始の届出の受理等 (社会福祉法第69条第1項等) ⑮ 隣保事業の開始の届出の受理等 (社会福祉法第69条第1項等)	子ども室 子育て支援課 子ども室 家庭支援課 子ども室 子育て支援課 障がい福祉室 地域生活支援課 障がい福祉室 地域生活支援課 障がい福祉室 地域生活支援課 障がい福祉室 地域生活支援課、生活基盤推進課 高齢介護室 居宅事業者課 高齢介護室 施設課 高齢介護室 居宅事業者課 高齢介護室 施設課 地域福祉推進室 法人指導課 高齢介護室 施設課 子ども室 子育て支援課 地域福祉推進室 地域福祉課
--	--	---

	2 地方自治法施行令の改正により、社会福祉法等に基づく都道府県の権限が市町村等へ移譲することとされたため、所要の改正を行う。 3 平成 24 年 4 月 1 日付けで、豊中市が地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の規定に基づく中核市に移行することに伴い、同条第 2 項の規定に基づく大都市特例が適用されることから、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 1 については平成 24 年 4 月 1 日、 平成 24 年 7 月 1 日、 平成 24 年 10 月 1 日 2 及び 3 については平成 24 年 4 月 1 日	
--	--	--

3. 報告（1 件）

件 名	概 要	所 管 課
母子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起及び和解の専決処分の件	母子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起及び和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分にしたので、同条第 2 項の規定により報告する。 (1) 訴えの提起 11 件 専決日 平成 23 年 12 月 22 日ほか (2) 和解 1 件 専決日 平成 23 年 12 月 22 日	子ども室 家庭支援課